

●香川県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成25年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年7月16日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市柞田町字三ツ塚甲2378番2、甲2378番3、甲2378番9、甲2378番10、
甲2378番11、甲2378番12、甲2380番1、甲2380番2、甲2383番2及び同地先農
道・水路
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.80メートル
延長 64.23メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。